

英国

汚染目録制度 (Pollution Inventory: PI)							
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 工場等から大気及び河川、海などへ排出される汚染物質について報告を義務付ける制度であり、1990 年の環境保護法 (Environmental Protection Act) のもとに整備されている。CO2 を始め全ての温室効果ガスも報告対象とされている。 						
制度の詳細							
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> 1998 年 						
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー転換部門、産業部門、廃棄物部門 (埋立含む) 運輸部門、農業は対象外 						
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 以下の裾切基準を超えて排出する上記分野に該当する事業者が、自ら算定し、報告しなければならない。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>CO2: 1 万トン</td> <td>HFCs: 100 キログラム</td> </tr> <tr> <td>メタン: 10 トン</td> <td>PFCs: 100 キログラム</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素: 10 トン</td> <td>SF6: 100 キログラム</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本制度により国の温室効果ガス総排出量の約 33% をカバー。 	CO2: 1 万トン	HFCs: 100 キログラム	メタン: 10 トン	PFCs: 100 キログラム	一酸化二窒素: 10 トン	SF6: 100 キログラム
CO2: 1 万トン	HFCs: 100 キログラム						
メタン: 10 トン	PFCs: 100 キログラム						
一酸化二窒素: 10 トン	SF6: 100 キログラム						
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> 6 ガス 						
報告内容	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th>報告内容</th> </tr> <tr> <td>企業名、企業識別番号、事業所名、所在地</td> </tr> <tr> <td>担当者の連絡先</td> </tr> <tr> <td>ガス別排出量とその算定方法</td> </tr> <tr> <td>報告義務基準以下の排出も含めたガス別排出量</td> </tr> </table> <p>* 他に任意記述として、従業員数、売り上げ数量、燃料種別エネルギー使用量など</p>	報告内容	企業名、企業識別番号、事業所名、所在地	担当者の連絡先	ガス別排出量とその算定方法	報告義務基準以下の排出も含めたガス別排出量	
報告内容							
企業名、企業識別番号、事業所名、所在地							
担当者の連絡先							
ガス別排出量とその算定方法							
報告義務基準以下の排出も含めたガス別排出量							
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名、所在地、GHG 総排出量の情報を入手できるデータベース及びマップが web 上より利用可能。 						
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインが示されている (但し強制力はなし)。 						
検証方法	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ガイドラインを作成中。 						
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 未報告や虚偽報告に対しては罰金や懲役が科せられる。但し、検証段階において問題が発見され修正された場合にはこれに当たらない。 						

<p>企業秘密の 取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> PPC (Pollution, Prevention and Control Regulations 2000)における機密情報条項に基づき、提出された情報が報告者の個人情報又は、営業に関する企業秘密と認められた場合、または提出が義務付けられていない情報の場合にのみ、非開示を求めることができる。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2005年以降の裾切基準の見直しについて現在検討中。

(参考)

http://www.environment-agency.gov.uk/business/444255/446867/255244/255303/?version=1&lang=_e

カナダ

義務的排出量の算定・報告制度	
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年のGHG排出量が10万トン(CO₂換算)以上の施設を運営する事業者は、2005年6月1日までにGHG排出量やその算定方法等について国に報告する義務を持つ。 ・ 2004～2007年までを第1フェーズと位置づけ、パイロットフェーズとして大規模排出源のみを対象とし制度の基礎を築き、2008年からの第2フェーズではより低い裾切基準の設定(1万t-CO₂など)や、詳細な情報の提出義務付けなど本格的な制度導入を予定している。 ・ 義務的報告制度の導入は以下の目的を持つ： <ul style="list-style-type: none"> (ア) 大規模排出事業者(LFE)に対する排出量取引を含めた削減義務制度への必要データの提供 (イ) 州や自治体の義務的報告制度への情報提供 (ウ) 国家温室効果ガスインベントリの精緻化への寄与 (エ) カナダ国民へのGHG排出量に関する信頼性の高い、時宜にかなった情報提供
制度の詳細	
導入経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンタリオ州をはじめとして連邦政府に先駆けて義務的報告制度を導入している州があり、企業や行政における業務負荷を最小限にする観点から、国内で統一の報告制度の導入が望ましいとされていた。 ・ 国内統一の義務的報告制度は、現政権の共通スタンスである地方政府との協力による温暖化対策の推進という方針に沿って整備が求められた。 ・ 制度導入に際し、2002年には制度対象となる関係者と協議を始め、2003年には環境省、天然資源省、アルバータ州及びオンタリオ州の環境省が中心となり、幅広い関係者とともに検討会を開催して、制度導入の相談を予め進めていた。
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年3月に「カナダ環境保護行動(Canadian Environmental Protection Act)」の追加条項としてGHG排出量の報告制度が開始された(2007年3月13日まで)。 ・ 対象事業者は、2005年6月1日までに2004年度の排出量を報告する。
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量が裾切基準(年間10万t-CO₂)を超過する全ての排出源。 ・ 第1フェーズにおいては運輸業者、バス、鉄道、航空は制度対象外とするが、2008年から開始する第2フェーズでは対象とする予定。 ・ 農業、埋め立て地も裾切基準を超過した場合には制度対象。 ・ 第2フェーズでのカバー率はカナダ国内総排出量のおよそ60～75%と想定。
制度対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年のGHG排出量が合計で10万トン(CO₂換算)以上の施設を運営する事業者。 ・ 製造過程の運搬等に使用される移動排出源は対象とされ、その排出量は施設の排出量に合計される。
削減計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削減計画の提出は求められていない。但し制度対象者は、報告したデータやその算出方法等の全ての情報を制度開始後3年間(2007年まで)は保管する義務を有す。

対象ガス	6 ガス												
報告内容	<table border="1" data-bbox="555 394 1201 1095"> <tr> <th data-bbox="555 394 1201 443">報告内容</th> </tr> <tr> <td data-bbox="555 443 1201 492">企業名、企業識別番号、事業所名、所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 492 1201 542">企業コード (NAICS、NAICS Canada)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 542 1201 591">NPRI の企業識別番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 591 1201 640">担当者の名前、連絡先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 640 1201 689">報告内容証明書の署名者連絡先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 689 1201 739">親会社がある場合にはその連絡先、資本比率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 739 1201 788">GHG 排出総量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 788 1201 873">施設別の CO₂、CH₄、N₂O それぞれの直接排出量 (燃焼設備、工業プロセス、漏出ガス等の排出種類別)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 873 1201 958">バイオマス燃料によるエネルギー起源 CO₂ 排出量 (但し、総排出量には加えない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 958 1201 1008">HFCs、PFCs、SF₆ それぞれの直接排出量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1008 1201 1095">排出量算定にあたって採用した方法論 (モニタリング / 実測、燃料消費量、排出係数 / 技術的推定)</td> </tr> </table>	報告内容	企業名、企業識別番号、事業所名、所在地	企業コード (NAICS、NAICS Canada)	NPRI の企業識別番号	担当者の名前、連絡先	報告内容証明書の署名者連絡先	親会社がある場合にはその連絡先、資本比率	GHG 排出総量	施設別の CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O それぞれの直接排出量 (燃焼設備、工業プロセス、漏出ガス等の排出種類別)	バイオマス燃料によるエネルギー起源 CO ₂ 排出量 (但し、総排出量には加えない)	HFCs、PFCs、SF ₆ それぞれの直接排出量	排出量算定にあたって採用した方法論 (モニタリング / 実測、燃料消費量、排出係数 / 技術的推定)
報告内容													
企業名、企業識別番号、事業所名、所在地													
企業コード (NAICS、NAICS Canada)													
NPRI の企業識別番号													
担当者の名前、連絡先													
報告内容証明書の署名者連絡先													
親会社がある場合にはその連絡先、資本比率													
GHG 排出総量													
施設別の CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O それぞれの直接排出量 (燃焼設備、工業プロセス、漏出ガス等の排出種類別)													
バイオマス燃料によるエネルギー起源 CO ₂ 排出量 (但し、総排出量には加えない)													
HFCs、PFCs、SF ₆ それぞれの直接排出量													
排出量算定にあたって採用した方法論 (モニタリング / 実測、燃料消費量、排出係数 / 技術的推定)													
算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別な算定方法ガイドラインは存在せず。UNFCCC で承認された方法に基づいて算定することを推奨。 												
検証方法	<ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズにおいては、第三者による検証は行わない。データの正確性については、自ら証明し、会社の正式文書として認証報告書 (Statement of Certification) を提出することが求められる。 												
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 環境省は、カナダ環境保護法 (Canadian Environmental Protection Act 1999) に基づき、未報告や虚偽報告に対して罰金を科すことができる。 												
企業秘密の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 制度の下で報告された情報は環境省により公表されるが、公表に先立って環境省は連邦・州・地域委員会 (Federal/Provincial/Territorial Committee) と情報公開と企業秘密のバランスについて検討する予定である。 カナダ環境保護法に基づき、下記に該当する場合のみ提出情報を機密情報として扱うよう書面にて求めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 情報が企業秘密である。 (b) 情報開示が情報提供者に実質的な経済的損失を引き起こす、又はその競争力に悪影響を及ぼす可能性がある。 (c) 情報開示が情報提供者の進める契約や交渉の妨げになる可能性がある。 												

今後の予定	<ul style="list-style-type: none">2004～2007年の第1フェーズはパイロットフェーズとし、2008年からの第2フェーズより制度の本格的な導入を行う。現在、算定、認定、検証についての手順書、裾切基準の引き下げを検討している。2005年中には第2フェーズ報告制度の具体案が発表され、2006年には法制化される予定。
-------	--

(参考) http://www.ec.gc.ca/press/2004/040312_b_e.htm

Canada Gazette, Vol. 138, No. 11, 2004-03-13

(http://www.nrcan-mcan.gc.ca/lfeg-ggef/English/reportingvehicle/20040312_en.htm)

米国

米国の自主報告制度							
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 企業等の各主体が、政府の定めるガイドラインに従い、<u>自らの温室効果ガス排出量・削減量を自主的に算定し、政府に報告する制度</u>。報告されたデータは、公開される。 2001 年段階で 208 主体が報告。うち主体全体としての排出量のデータを報告した主体は 109 主体。 第三者による検証は、「奨励」という位置づけ。 算定の正確性を増すため、現在、算定のためのガイドラインの改定作業が進められている。 最終目的は、排出原単位の改善(ブッシュ政権「気候変動イニシアティブ」、2002 年)とされている。 						
制度の詳細							
導入経緯 導入時期	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー政策法(1992 年)の 1605(b)に沿った自主的プログラムがブッシュ大統領の指令により 2003 年 11 月 26 日に改正された。DOE(エネルギー省)の他に、EPA(環境保護庁)、DOC(商務省)、DOA(農業省)、環境問題委員会、行政管理予算局が協力。 改正の目的は、1605(b)の下での情報の正確性、実測性、認証性を増すためとしている。 一般ガイドラインは DOE により 2003 年 12 月 5 日に公表された。2004 年 2 月までのパブコメ募集後、DOE はいくつかの技術的ガイドラインを公表する予定としている。 <p style="text-align: center;">改正前との相違点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>透明性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大口は主体単位で報告(従来は設備単位またはプロジェクト単位) 毎年、各主体は自らのバウンダリを確認し、ダブルカウントを防止 </td> </tr> <tr> <td>確実性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 統一化した計算方法を使用 3 年間データを保持 主体の代表者がデータの正確性を確認 </td> </tr> <tr> <td>削減努力の 顕在化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模排出者は、特定のプロジェクト等によらない削減をアピールすることが可能(主体全体でのネットの削減量) </td> </tr> </table>	透明性	<ul style="list-style-type: none"> 大口は主体単位で報告(従来は設備単位またはプロジェクト単位) 毎年、各主体は自らのバウンダリを確認し、ダブルカウントを防止 	確実性	<ul style="list-style-type: none"> 統一化した計算方法を使用 3 年間データを保持 主体の代表者がデータの正確性を確認 	削減努力の 顕在化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模排出者は、特定のプロジェクト等によらない削減をアピールすることが可能(主体全体でのネットの削減量)
透明性	<ul style="list-style-type: none"> 大口は主体単位で報告(従来は設備単位またはプロジェクト単位) 毎年、各主体は自らのバウンダリを確認し、ダブルカウントを防止 						
確実性	<ul style="list-style-type: none"> 統一化した計算方法を使用 3 年間データを保持 主体の代表者がデータの正確性を確認 						
削減努力の 顕在化	<ul style="list-style-type: none"> 大規模排出者は、特定のプロジェクト等によらない削減をアピールすることが可能(主体全体でのネットの削減量) 						
制度対象者	<p>企業、農家、一般家庭</p> <p>* 農家を対象とするのは、炭素吸収隔離クレジットに関わる可能性があることが理由と考えられる</p>						
対象ガス	<p>6 ガス</p> <p>* 「気候影響が大きく定量化が可能とされるガスや粒子状物質(エアロゾル等)」も含めてよいとしている。ただし、6 ガスと同列ではなく別に報告する。</p>						

<p>報告内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録時には、年間CO₂換算で1万トン以上の事業者は事業全体の排出量を報告しなければならないが、1万トン以下の事業者は特定の事業活動のみ(プロジェクト単位)の報告でもよいとしている。 <p style="text-align: center;">排出量による報告内容の相違</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>大規模排出者 (≥1万t-CO₂)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 主体の総排出量インベントリ* 主体単位での削減・固定のネット量 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>小規模排出者 (<1万t-CO₂)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 特定の活動に伴う部分の排出量および削減・固定量 主体の総排出量インベントリは不要 主体単位での削減・固定のネット量は不要 </td> </tr> </table> <p>*) 主体の総排出量インベントリ: 全ての直接排出量、購入電力に伴う間接排出量、固定量、無視できるとした排出に関する説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告者は毎年報告する。 電力などの購入エネルギー分はダブルカウントしないように、「間接分」として別計上することになっている。 当該主体の年間総排出量の3%まで又は1万t-CO₂までのいずれか少ない方に該当する排出源は、除外してもよい。 吸収源についても、海洋“Oceans”という定義も含めて示されており、海洋への隔離も登録できる可能性がある。詳細は今後の技術ガイドラインで示される見込み。 	<p>大規模排出者 (≥1万t-CO₂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主体の総排出量インベントリ* 主体単位での削減・固定のネット量 	<p>小規模排出者 (<1万t-CO₂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定の活動に伴う部分の排出量および削減・固定量 主体の総排出量インベントリは不要 主体単位での削減・固定のネット量は不要
<p>大規模排出者 (≥1万t-CO₂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主体の総排出量インベントリ* 主体単位での削減・固定のネット量 				
<p>小規模排出者 (<1万t-CO₂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定の活動に伴う部分の排出量および削減・固定量 主体の総排出量インベントリは不要 主体単位での削減・固定のネット量は不要 				
<p>境界</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報告者の対象範囲については、現在の企業活動の合理的な範囲での線引き(法律、経営上、資金上等)を行うよう奨励している。 				
<p>基準年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定に際しての基準年をいつに設定すべきかについては明記されていない。 				
<p>モニタリング、報告、検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三者検証はあくまで「奨励」との位置づけである。 検証機関としては、米国会計士協会、米国規格協会、米国環境保険安全監査人認定機関などが想定されている。 				
<p>企業秘密の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法で定められた情報公開の例外規定となる“企業秘密や個人から入手され機密扱いの営業・財務情報”の項目に該当する場合においては企業秘密扱いとされる。 				

- 制度は以下のような流れで実施される。(EIA:Energy Information Administration エネルギー省の附属機関)

各主体による自主報告に含めるべき内容:

1. バウンダリを設定した上でのベースラインの状態(以下を考慮):
 - ・法的状況、管理状況、財政状況
 - ・所有権、リースや部分所有の状況
 - ・他の主体と協議した上でのダブルカウント回避
 - ・毎年の変化
2. 検証:
 - ・ベースラインを考慮し、前年の報告と整合して正確・完全か
 - ・一般・技術的ガイドライン(改訂)に記述された計算方法に沿ったものか
 - ・ベリフィケーション可能な記録は最低3年間保存する
 - ・第三者検証か自己検証か

一般ガイドラインおよび技術的ガイドライン(改訂)に記述された計算方法を用いて排出量、固定量、削減量を報告しなければならない。

全ての排出量・削減量は、1990年12月31日より後に起きたものとする。

EIAが 報告書を受け取る (報告された削減量)

登録

削減量を登録する ためには、各主体は排出削減が2002年12月31日より後のものだということを示さなければならない。

大規模排出者 (≧平均1万t-CO₂/年)の報告内容:

- ・主体単位での排出インベントリ
 - ・直接排出量
 - ・購入電力に伴う間接排出量
 - ・固定量
 - ・無視できるとしてインベントリから取り除いた内容の説明
- ・主体単位でのネットの削減量計算

小規模排出者 (<平均1万t-CO₂/年)の報告内容:

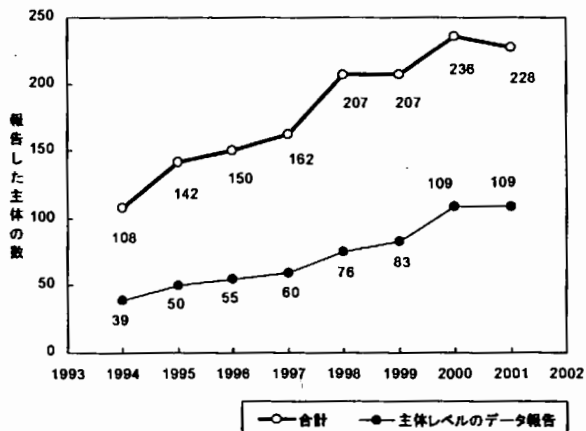
- ・活動の種類に応じた排出量・削減量・固定量
- ・同一主体内でリーケッジがないことを検証

EIAが 報告書を受諾 し、削減量を 登録する (報告された削減量)

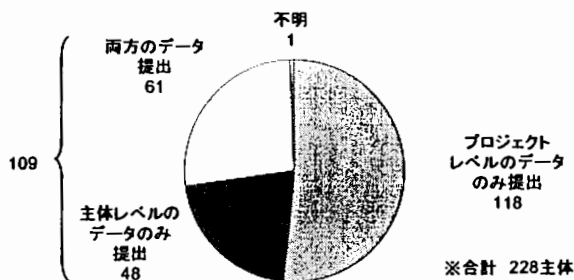
制度の流れ

報告状況

- 2001年データについては228主体が報告を行っている。その内、特定のプロジェクト等についてのみではなく、主体全体としての排出量・削減量のデータを報告している主体数は109主体と、まだ多くない。
- 改正により、主体全体としてのデータ報告数が増えることが期待されている。



報告主体数の状況



報告の内容(2001年データ)

特徴等

- 報告する主体の経済活動の推移も報告させることにより、排出原単位を重視している。(GHGプロトコル(WRI、WBCSD)等、既存のガイドラインではその効果を含めることができないとしている。)
- 6ガスすべてを対象としている。
- 各主体の代表者には、改訂ガイドラインに沿って正確に報告していることを確認することが求められる。第三者検証が勧められているが、原則として自己検証である。